

岸和田市人権施策推進プラン 令和6年度重点施策について（案）

= 重点施策 =

対象施策

「人権全般に関わる施策」（プラン P.26-27）より毎年3項目程度設定

決定方法

【重点目標の決定方法】

岸和田市人権施策推進本部 幹事会にて決定する。

事務局案

施策 No.3 【推進施策】権利の理解のための学習機会の提供（プラン P.25）

【主要課題】人権全般に関わる施策

【共通課題】人権課題に関する学習機会の提供

【課 題】一人ひとりが、各人権課題について自分事として意識し、他者の権利を侵害しないために、理解は必要不可欠であるため。

施策 No.6 【推進施策】人権課題の当事者との交流の機会づくり（プラン P.25）

【主要課題】人権全般に関わる施策

【共通課題】人権課題への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発

【課 題】人権課題の当事者との交流が課題への理解と、解決に向けた行動につながるため。

施策 No.18 【推進施策】様々な人に配慮した情報発信（プラン P.26）

【主要課題】人権全般に関わる施策

【共通課題】様々なバリアの解消とユニバーサルデザインの推進

【課 題】「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行に伴い、市民への情報発信やコミュニケーションのあり方について、各課で見直す必要があるため。